



第102回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ▶ 2022年3月31日

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
テラススクエア 3階
TKPガーデンシティ
PREMIUM神保町
プレミアムボールルーム

※ 開催場所が昨年と異なりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照のうえ、お間違いのないよう
ご注意ください。

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績
連動型株式報酬制度
改定の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件

目 次

第102回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
（添付書類）	
事業報告	27
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48

科研製薬株式会社

証券コード：4521

株 主 各 位

東京都文京区本駒込二丁目28番8号

科研製薬株式会社

代表取締役社長 堀 内 裕 之

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

3頁～4頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱うことといたします。

また、インターネット等により複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムボールルーム
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第102期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kaken.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- (2) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kaken.co.jp/>)において修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

1. パソコンをご利用の方

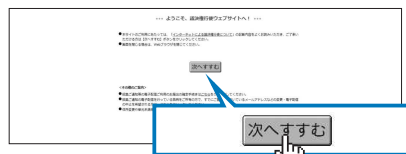
上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

以下はパソコンの画面を表示しております。

アクセス手順

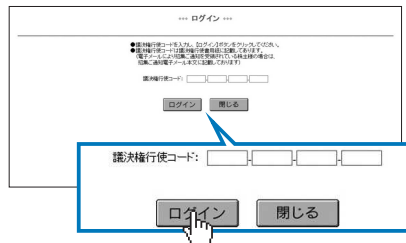
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net> 「次へすすむ」をクリック



2 ログイン

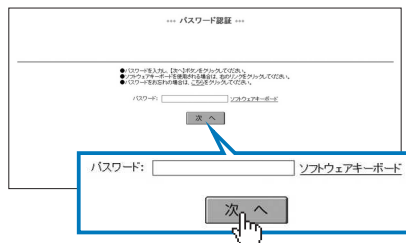
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。



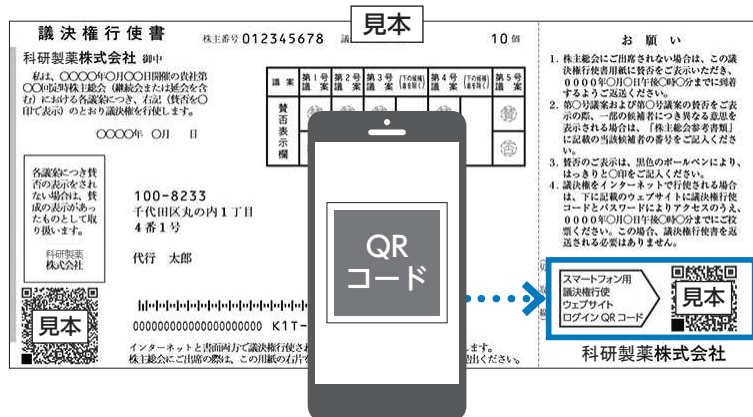
4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

2. スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

(2) 上記 (1) 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120(782)031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

新型コロナウイルス感染症対策について

〈株主様へのお願い〉

- ・株主様のご健康と感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方におかれましては、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・ご来場される株主様は、マスク着用のうえ、入場時の検温、消毒等感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・受付前に検温を実施させていただきます。37℃以上の場合、入場をご遠慮いただく場合がございますので、予めご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.kaken.co.jp/>) にてお知らせいたします。

インターネットライブ配信のご案内

株主様向けに株主総会の模様をインターネットでライブ配信（生中継）する予定です。

なお、ライブ配信の視聴は、会社法上の株主総会への出席とは認められません。

そのため、ライブ配信を通じて議決権行使やご質問を行うことはできません。

ライブ配信をご視聴される株主様におかれましては、書面またはインターネット等より事前に議決権を行使いただき、ご視聴いただきますようお願いいたします。

ライブ配信の詳細につきましては、同封の「株主総会ライブ配信のご案内」をご覧ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金75円 配当総額 2,839,265,175円
なお、中間配当として1株につき75円をお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は、1株につき150円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第13条第2項を削除するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (省略) (招集の時期及び開催場所)	第1条～第12条 (現行どおり) (招集の時期及び開催場所)
第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。 2. <u>当会社の株主総会は、本店所在地又はその隣接地のほか、千葉県浦安市においてこれを招集することが出来る。</u>	第13条 (現行どおり) (削除)
第14条～第19条 (省略)	第14条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第44条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第21条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としておりますので、本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名	再任	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	男性 ほりうち 堀内 ひろゆき 裕之	再任	代表取締役社長	100% (16回/16回)
2	男性 たなべ 田邊 よしお 芳男	再任	取締役 薬制部門・法務部・ 総務部・情報提供活動監督室 担当	100% (16回/16回)
3	男性 まつうら 松浦 まさひろ 真洋	再任	取締役 営業本部・医薬事業 開発部・特命事項担当	100% (16回/16回)
4	男性 おおた 太田 みのる 実	再任	取締役 経理部・特薬部・情 報システム部担当	100% (16回/16回)
5	男性 すずど 鈴土 まさし 雅	再任	取締役 生産部門・経営企画 部担当 経営企画部長	100% (13回/13回)
6	女性 かみべつ 上別府 ぶきよ 圭子	再任	社外 独立 社外取締役	100% (16回/16回)
7	男性 たかぎ 高木 しょういちろう 正一郎	再任	社外 独立 社外取締役	100% (16回/16回)
8	男性 いのうえ 井上 やすとも 康知	再任	社外 独立 社外取締役	100% (13回/13回)

1

ほりうち
堀内ひろゆき
裕之生年月日
所有する当社の株式数1962年3月21日生
5,800株

男性

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2017年4月	当社取締役営業本部長
2010年10月	当社広島支店長	2018年6月	当社常務取締役営業本部長
2014年4月	当社大阪支店長	2020年6月	当社代表取締役社長営業本部長
2015年7月	当社執行役員大阪支店長	2021年6月	当社代表取締役社長
2016年4月	当社執行役員医薬営業部長		現在に至る
2016年6月	当社取締役医薬営業部長		

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、また2020年に当社代表取締役社長就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2

たなべ
田邊よしお
芳男生年月日
所有する当社の株式数1955年3月24日生
2,500株

男性

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	外務省入省	2014年9月	兆株式会社パートナー
1989年10月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社入社	2016年6月	当社取締役
1993年10月	大塚製薬株式会社入社（役員待遇）	2017年9月	株式会社メディカルオピニオン代表 取締役
2001年6月	同社執行役員	2020年4月	同社代表取締役退任
2008年3月	株式会社トクホン専務執行役員	2020年5月	兆株式会社パートナー退任
2008年6月	同社専務取締役	2020年6月	当社取締役（法務部・総務部担当）
2009年4月	同社代表取締役社長執行役員	2021年6月	当社取締役（薬制部門・法務部・総 務部・情報提供活動監督室担当）
2013年6月	同社顧問		現在に至る
2014年6月	同社退社		

取締役候補者とした理由

外務省及び複数の企業で経営に携わった経験と実績を有しており、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

3

まつうら
松浦まさひろ
真洋生年月日
所有する当社の株式数1969年8月19日生
3,700株

男性

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役（医薬事業開発部・特命事項担当）
2016年4月	当社経営企画部長	2021年6月	当社取締役（営業本部・医薬事業開発部・特命事項担当）
2018年7月	当社執行役員経営企画部長		現在に至る
2020年4月	当社執行役員（医薬事業開発部担当）		

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2016年に経営企画部長就任後はコーポレートガバナンス、経営戦略等に関する実績に加え、2020年当社取締役就任後は医薬品の導出・導入等に携わり、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

4

おおた
太田みのる
実生年月日
所有する当社の株式数1958年12月19日生
800株

男性

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	農林中央金庫入庫	2017年8月	農中ビジネスサポート株式会社代表取締役社長
2007年6月	同庫名古屋支店長	2020年6月	同社代表取締役社長退任
2009年7月	同庫JAバンク統括部長	2020年6月	当社取締役（経理部・特薬部担当）
2010年6月	協同住宅ローン株式会社代表取締役社長	2021年6月	当社取締役（経理部・特薬部・情報システム部担当）
2012年6月	農林中央金庫常務理事		現在に至る
2014年6月	株式会社農林中金総合研究所顧問		
2014年8月	全国農業協同組合中央会常務理事		

取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な業務経験を有し、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

5 鈴木

すずど
鈴土

まさし
雅

生年月日
所有する当社の株式数

1962年8月12日生
1,700株

男性

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社富士銀行（現、株式会社みずほ銀行） 入行	2018年4月	当社総務部長
2009年9月	株式会社モスクワみずほコーポレート銀行社長	2019年7月	当社執行役員総務部長
2014年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループグローバル人材戦略部長	2020年4月	当社執行役員経営企画部長
2016年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役経営企画部長（生産部門・経営企画部担当） 現在に至る

取締役候補者とした理由

金融機関での国際業務を含めた豊富な経験と知識を背景に、当社入社後は総務部長、経営企画部長を歴任し、IRや経営戦略、コーポレートガバナンス等に対し広範な知識と実績を有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

6 上別府圭子

かみべつ ぶきよこ
上別府圭子

生年月日
所有する当社の株式数

1955年4月12日生
300株

女性

再任

社外
独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月	日本橋学館大学（現、開智国際大学） 助教授	2020年5月	一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター代表理事（現）
2002年4月	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻助教授	2021年3月	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授退任
2012年12月	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授	2022年4月	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科・保健医療学専攻教授（現） 現在に至る
2019年6月	当社取締役（現）		

重要な兼職の状況

一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター代表理事
国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科・保健医療学専攻教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

保健学博士・大学院教授としての経験に基づいた豊富な専門知識と見識を有しております。大学院教授として培った専門的知見を活かし、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能等が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

7

たかぎしゅういちろう
高木正一郎生年月日
所有する当社の株式数1961年1月13日生
200株

男性

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本専売公社（現、日本たばこ産業株式会社）入社	2013年6月	鳥居薬品株式会社代表取締役社長
2002年11月	一品香食品株式会社代表取締役社長	2019年3月	同社代表取締役社長退任
2007年3月	株式会社サンジェルマン代表取締役社長	2019年3月	日本たばこ産業株式会社医薬事業部非常勤アドバイザー
2011年6月	鳥居薬品株式会社取締役医薬営業グループ副リーダー	2019年12月	同社退社
		2020年6月	当社取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

製薬業界を含む複数の企業で経営に携わった経験、実績、見識を有しております。これら企業経営者として培った知見を活かし、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能等が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

8

いのうえ やすとも
井上 康知生年月日
所有する当社の株式数1960年7月14日生
0株

男性

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録	2015年9月	株式会社シクロ・フード社外監査役（現）
1999年4月	高橋総合法律事務所入所	2021年6月	当社取締役
2011年10月	長濱・水野・井上法律事務所設立 同事務所パートナー（現）		現在に至る
2012年6月	一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員（現）		

重要な兼職の状況

長濱・水野・井上法律事務所パートナー
株式会社シクロ・フード社外監査役
一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しております。弁護士としての専門的知見を活かし、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能等が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者上別府圭子氏、高木正一郎氏及び井上康知氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は上別府圭子氏、高木正一郎氏及び井上康知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 上別府圭子氏は当社取締役就任前、直接会社経営に関与された経験はありませんが、保健学博士・大学院教授としての経験に基づいた豊富な専門知識と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。上別府圭子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- 上別府圭子氏は、当社グループが寄付を行っている国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科・保健医療学専攻において教授を務めておりますが、当該寄付は教授個人及び所属する医療福祉学研究科・保健医療学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は直近事業年度における同大学の年間総収入に占める割合が0.1%未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であり、その規模、性質に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
- なお、一般社団法人子どもと家族のQOL研究センターとの間に、寄付関係、取引関係はございません。
5. 高木正一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 井上康知氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業業務に携わってきた経験と専門知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。井上康知氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- なお、長濱・水野・井上法律事務所と当社との間に顧問契約はございません。また、株式会社シンクロ・フード及び一般社団法人日本損害保険協会と当社の間にも取引関係はございません。
7. 高木正一郎氏が2019年3月まで代表取締役社長を務めていた烏居薬品株式会社は、2020年3月に、同氏が在任期間中に行われた「カルバン錠」の販売に関して、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
8. 当社は上別府圭子氏、高木正一郎氏及び井上康知氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 取締役候補者井上康知氏は、当社の株式を役員持株会において19株に相当する持分として有しております。
10. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。本議案で選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役土井直巳氏が任期満了となり、監査役岩本篤忠氏が辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1

どい なおみ
土井 直巳

生年月日
所有する当社の株式数

1958年11月14日生
4,100株

男性

再任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2018年6月	当社常勤監査役
2010年4月	当社研開業務管理センター長		現在に至る
2012年4月	当社信頼性保証部長		
2018年4月	当社信頼性保証部担当部長		

監査役候補者とした理由

信頼性保証部長等、研究開発本部での豊富な経験と実績に基づく当社グループの事業に関する広範な知識と見識を有しており、引き続き監査役として適任と判断し、監査役候補者としております。

2

いし ぐろ かず もり
石黒 一守

生年月日
所有する当社の株式数

1963年2月8日生
0株

男性

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2019年4月	当社総務部秘書チーム担当次長
2011年7月	当社仙台支店長		現在に至る
2014年4月	当社東京支店長		
2016年4月	当社大阪支店長		

監査役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験と東京支店等における支店長としての実績、それに基づく当社グループの事業に関する広範な知識と見識を有しており、監査役として適任と判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者石黒一守氏は、当社の株式を従業員持株会において528株に相当する持分として有しております。
3. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。本議案で選任された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役の専門性等 (スキル・マトリックス)

氏名	地位	企業経営	財務会計/ ファイナンス	法務/ コンプライアンス	業界知見/ 営業/ マーケティング	グローバル経験	リスク管理/ コーポレート・ ガバナンス
堀内 裕之	代表取締役社長	●			●		●
田邊 芳男	取締役	●		●		●	
松浦 真洋	取締役				●		●
太田 実	取締役	●	●				
鈴木 雅	取締役		●			●	●
上別府 圭子	社外取締役				●		
高木 正一郎	社外取締役	●			●		●
井上 康知	社外取締役			●			
土井 直巳	常勤監査役				●		●
石黒 一守	常勤監査役				●		●
遠藤 宏歳	社外監査役	●					●
松本 洋明	社外監査役		●				

(注) 上記は、各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第99回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、2022年度以降を対象とする経営計画においては、取締役報酬に占める業績連動型株式報酬の比率を高めることで従来以上に取締役が企業価値向上に向けて取り組むべく、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額330百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容
従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。(原決議に際しての議案からの主な改定箇所は下線のとおりです。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び執行役員（以下「役員」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2019年11月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の役員への給付を行うための株式の取得資金として金銭を拠出し、受益者要件を満たす役員を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式を取得しております。本議案の決議に基づく改定後も、本信託は、受益者要件を満たす役員を受益者とする信託として存続させることとします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「本対象期間」といい、本対象期間の経過後に開始する経営計画で数値目標を設定した各期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、本対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を継続し、役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本

信託に追加拠出いたします。

まず、当社は、本対象期間中に、本対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を追加拠出いたします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、本制度に基づく役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとし、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、役員に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1事業年度当たり33,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、1事業年度当たりのポイント数の上限に、当該対象期間に係る事業年度数（経営計画で数値目標を設定した期間）を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 役員に給付される当社株式等の数の上限

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、33,000ポイント（うち取締役分として20,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

役員に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(33,000株)に2022年5月10日の終値3,935円を乗じた場合、約130百万円となります。

また、役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(33,000株)の発行済株式総数(2022年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.09%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる役員のポイント数は、原則として、退任時までには当該役員に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた役員であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の決議により給付を受ける権利の全て又はその一部を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図していません。

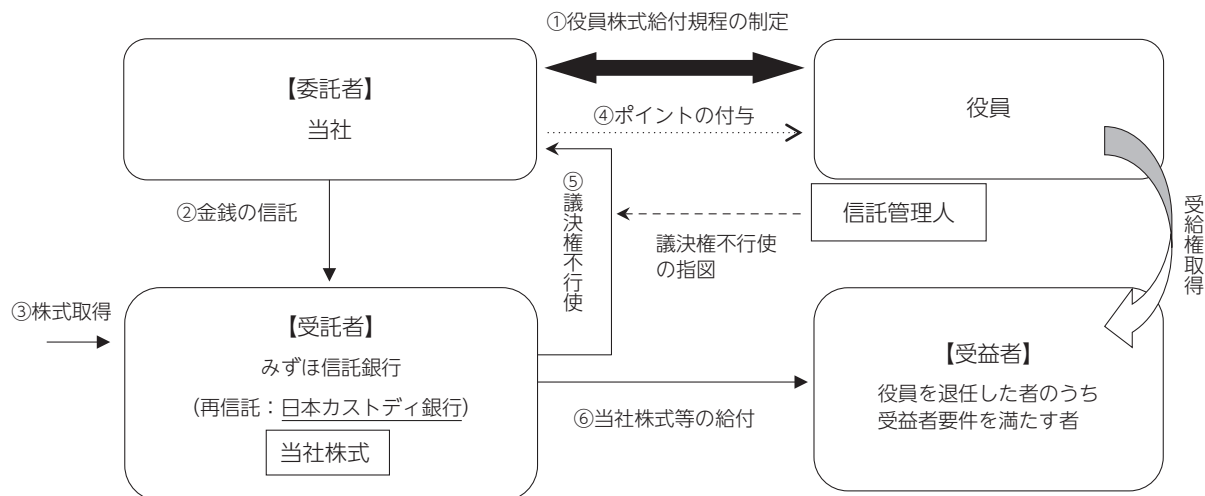
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：本制度改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、持続的な成長に向けたインセンティブとすることを目的として、基本報酬と賞与及び株式報酬により構成され、職責のほか中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定することを基本方針とする。また、基本報酬は、固定報酬とし、賞与及び株式報酬は、業績連動型とする。ただし、社外取締役は独立した立場で経営の監督・監視機能を担う役割のため賞与、株式報酬の支給はしない。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、基本報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内とする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額を賞与として、株主総会で承認を得た後に支給する。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）により株式報酬として支給する。株式報酬は、役員株式給付規程に従い中期経営計画における業績指標等の達成度を按分した係数により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとする。また、株式報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内とする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及びこれまでの実績水準等を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を考慮して取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝60：25：15とする（KPIを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%	25%	15%
常務取締役	60%	25%	15%
取締役	60%	25%	15%

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与ならびに株式報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を考慮した上で決定するものとする。

第6号議案 取締役賞与支給の件

社外取締役を除く当期末時点の取締役6名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額65,320,000円を支給することといたしたいと存じます。社外取締役を除く取締役に対する賞与支給は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額とする方針であり、相当であります。

なお、本議案については、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定いたしました。

各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの当連結会計年度の業績は、増収減益となりました。売上高は76,034百万円（対前年同期比1.4%増）となり、海外売上高の増加などにより増収となりました。

利益面では、販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は17,064百万円（対前年同期比4.1%減）、経常利益は17,542百万円（対前年同期比3.7%減）となりました。販売費及び一般管理費が増加した主たる要因は、研究開発費が対前年同期比25.0%増加し、8,420百万円となったためであります。親会社株主に帰属する当期純利益はコーバス社より導入した全身性強皮症及び皮膚筋炎治療剤「レナバサム」に関する減損損失計上等による特別損失が発生したことにより、9,549百万円（対前年同期比28.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 薬業

医薬品・医療機器につきましては、爪白癬治療剤「クレナフィン」の売上は減少したものの、原発性腋窩多汗症治療剤「エクロック」、ジェネリック医薬品等の売上増加及びJubliaの売上が伸長したことによる海外売上高増加により増収となりました。

農業薬品につきましては増収となりました。

この結果、売上高は73,623百万円（対前年同期比1.4%増）、セグメント利益（営業利益）は15,710百万円（対前年同期比4.0%減）となりました。

なお、海外売上高は6,956百万円（対前年同期比41.7%増）となりました。

② 不動産事業

不動産事業の主たる収入は文京グリーンコート関連の賃貸料であります。売上高は2,410百万円（対前年同期比1.9%増）となりましたが、セグメント利益（営業利益）は、関西支店建て替えに伴う費用が発生したことから、1,353百万円（対前年同期比4.5%減）となりました。

(2) 事業別セグメントの売上高

区 分	当期売上高	前期売上高	対前期比増減
薬 業	百万円 73,623	百万円 72,614	% 1.4
不 動 産 事 業	2,410	2,365	1.9
合 計	76,034	74,979	1.4

(3) 研究開発の状況

医薬品の研究開発(基礎的研究及び臨床試験の実施等)を中心に、農業薬品の開発も行っております。

当連結会計年度の研究開発等の状況は次のとおりであります。

メディウンド社より導入した熱傷焼痂除去剤「KMW-1」は、製造販売承認申請中であります。

臨床開発段階のものとしたしまして、アーバー社から導入したアタマジラミ症治療剤「イベルメクチン0.5%外用剤 (KAR)」は、フェーズⅢ試験実施中であります。難治性脈管奇形治療剤「ART-001」及び水疱性類天疱瘡治療剤「ART-648」は、連結子会社のARTham Therapeutics株式会社がフェーズⅡ試験実施中であります。ブリッケル・バイオテック社から導入し、国内において2020年に腋窩多汗症治療剤として上市しました「BBI-4000」は適応拡大として掌蹠多汗症でフェーズⅠ段階であります。なお、米国においてはブリッケル・バイオテック社が腋窩多汗症のフェーズⅢ試験を終了しております。自社創薬のがん免疫療法剤「KP-483」及びNumab Therapeutics AG社と共同開発しているアトピー性皮膚炎治療剤「NM26-2198」はフェーズⅠ段階であります。

コーバス社より導入した全身性強皮症及び皮膚筋炎治療剤「レナバサム」は、コーバス社による各々のフェーズⅢ試験で主要評価項目を達成しなかったことを踏まえ、今後の開発についてはコーバス社と協議のうえ、当社としての最終的な決定をいたします。自社創薬の「KP-607」は、爪白癬を対象としたフェーズⅡ試験の結果、爪白癬治療剤としての開発について、開発パイプラインから取り下げることにいたしました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

① 薬業

当連結会計年度の主な設備投資は、静岡工場における製造設備の新設と更新を中心とする総額3,003百万円の投資を実施いたしました。

② 不動産事業

当連結会計年度は、総額506百万円の設備投資を実施いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループが企業価値の最大化をめざし、社会から信頼される企業であり続けるため、対処すべき当面の課題は、次の通りであります。

・研究開発及び導出入活動への重点投資

当社の成長には新薬の継続的な上市が不可欠である一方、新薬創出の難易度の高まりによる研究開発費用の増加や導出入活動の競争激化による投資金額の増大が見込まれます。このような状況の下、資源投入の集中と研究開発の効率化を目指し、資本効率や投資体力を勘案した資源投入、3領域（免疫系・神経系・感染症）を柱とした研究開発テーマへの集中投資、国内外の企業・研究機関との共同研究や戦略的提携等を積極的に進めることにより、開発パイプラインの充実をはかってまいります。また、現地企業への導出を中心とした海外展開や適応拡大にも積極的に取り組んでまいります。

・営業基盤の強化

営業面では、皮膚科領域、整形外科領域等の当社が強みを持つ領域でのプレゼンスをより一層高め、各領域における製品価値の最大化をはかってまいります。また、製品特性と領域に沿った人員配置・組織づくりを進め、積極的にICTを活用し、医療現場のニーズの変化や制度の変更に柔軟に対応した付加価値の高い情報を提供してまいります。

・人材育成

人材は企業経営の根幹にかかわるものであり、社員一人ひとりの成長が当社の持続的成長につながると考えております。人を活かすマネジメントを推進することにより全社員の生産性を高め、次世代のリーダーやグローバルで成果を出せる人材の育成を行ってまいります。また、新たな働き方に対して柔軟に対応し、全社員が持てる力を十分に発揮できるよう、働く環境の整備を進めてまいります。

2019年を起点とする3か年の中期経営計画においては、その期間の業績だけにとらわれず、厳しい時代を乗り切るための「成長基盤の確立」を重要課題と位置付け、以下の4点に重点的に取り組んでまいりました。

- ① 開発パイプラインの充実を最優先課題とし、可能な限りの経営資源を配分する。
- ② クレナフィンの海外展開、新製品の海外展開や適応拡大により、価値最大化をはかる。
- ③ 連結売上高945億円達成に向け、営業基盤の強化と効率化をはかり、生産性の向上をめざす。
- ④ 人材育成・人材教育により全社員の生産性を高め、存在感のある社員を育成するとともに、組織のスリム化・人員配置の適正化をはかる。

また、2021年度経営数値目標として、連結売上高945億円、連結営業利益250億円、連結ROE12%以上としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関への受診抑制及び想定以上の薬価改定、競合環境の変化等により連結売上高760億円、連結営業利益170億円、連結ROE7.0%という結果でありました。

2022年を起点とする10か年の経営計画においては、製薬業界を取り巻く厳しい状況や、それに伴う当社の長期的課題を分析し、当社の2031年ビジョンとそのビジョンの実現に向けた戦略を掲げております。

【2031年ビジョン】

1. 画期的新薬の迅速な創出・提供により健康寿命延伸に貢献し続ける企業
2. 皮膚科、整形外科領域を中心にグローバルに展開する創薬企業

【ビジョンの実現に向けた戦略 ～3つのTransformation～】

(1) 研究開発Transformation

- ① 自社研究基盤の活用
- ② 新規診療領域への展開
- ③ 新たなモダリティへの挑戦
- ④ 研究開発への積極的投資

(2) 海外展開Transformation

- ① 自社創薬と製品・開発品の導入による海外展開品の充実
- ② 海外自社展開（開発・販売）による製品の価値最大化

(3) 経営基盤Transformation

- ① プロフェッショナルとして変革を追求し続ける人材の育成及び就業環境整備
- ② データとデジタル技術を活用して変革し続ける企業風土の醸成
- ③ 患者さんファーストのための製品価値最大化及び高品質な医薬品の安定的な生産体制の構築

また、2026年度経営数値目標として、連結売上高800億円、連結営業利益180億円、連結ROE8%以上、2031年度経営数値目標として、連結売上高1,000億円、連結営業利益285億円、連結ROE10%以上をめざします。

当連結会計年度は、開発パイプラインの充実に向けて国内バイオベンチャー企業 ARTham Therapeutics株式会社を2021年12月に買収しました。同社は、形成外科領域における開発品「ART-001」（対象疾患：難治性脈管奇形）及び皮膚科領域の開発品「ART-648」（同：水疱性類天疱瘡）を有しており、本買収により開発パイプラインの強化に加え、同社の有するドラッグリポジショニングに関わる技術と経験を当社が保有する既存化合物に適用する等のシナジー効果を実現し、当社の研究開発能力の更なる向上を図

ってまいります。その他の開発パイプラインとしましては、希少疾病用医薬品に指定されております熱傷焼痂除去剤「KMW-1」の製造販売承認申請がなされるとともに、アタマジラミ症治療剤「イベルメクチン0.5%外用剤 (KAR)」がフェーズⅢ、掌蹠多汗症治療剤「BBI-4000」がフェーズⅠにそれぞれステージアップしました。また、がん免疫療法剤「KP-483」がフェーズⅠ、ニューマブ・セラピューティクス社と共同開発しておりますアトピー性皮膚炎を対象にした新規多重特異性抗体医薬候補物質「NM26-2198」がフェーズⅠ準備中に新たにステージアップしました。主力品でありますクレナフィンにつきましては、Almirall S.A.社と欧州における独占的ライセンス実施許諾および供給契約を締結しました。また、生産性の向上を目指し、営業基盤の強化、人材育成・人材教育の促進、組織のスリム化・人員配置の適正化等に取り組んでおります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ（企業集団）の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 99 期 自2018年4月1日 至2019年3月31日	第 100 期 自2019年4月1日 至2020年3月31日	第 101 期 自2020年4月1日 至2021年3月31日	第 102 期 (当連結会計年度) 自2021年4月1日 至2022年3月31日
売 上 高 (百万円)	94,165	89,232	74,979	76,034
経 常 利 益 (百万円)	24,972	26,946	18,222	17,542
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	17,775	19,370	13,405	9,549
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	445.78	494.89	347.37	251.43
総 資 産 (百万円)	155,985	157,875	163,332	165,181
純 資 産 (百万円)	121,131	128,468	136,257	138,325

(注) 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 99 期 自2018年4月1日 至2019年3月31日	第 100 期 自2019年4月1日 至2020年3月31日	第 101 期 自2020年4月1日 至2021年3月31日	第102期 (当期) 自2021年4月1日 至2022年3月31日
売 上 高 (百万円)	92,549	87,619	73,929	75,946
経 常 利 益 (百万円)	24,850	26,851	18,178	17,866
当 期 純 利 益 (百万円)	17,696	19,308	13,376	9,897
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	443.80	493.31	346.63	260.61
総 資 産 (百万円)	154,347	156,253	162,327	161,798
純 資 産 (百万円)	120,948	128,697	134,954	136,590

(注) 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
科研ファルマ株式会社	百万円 15	% 100.0	医薬品、医薬品原料、農業薬品、その他の化学製品の販売、広告代理店、損害保険・生命保険の代理店
ARTham Therapeutics 株式会社	100	53.3	医薬品の研究開発

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、飼料添加物の製造販売及び不動産の賃貸

(10) 主要な営業所及び工場

本社 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
支店 北日本（宮城県仙台市）、関東（東京都豊島区）、中部（愛知県名古屋市）、
関西（大阪府大阪市）、西日本（広島県広島市）
営業所 全国34か所
新薬創生・
CMCセンター 静岡県藤枝市、京都府京都市
工場 静岡県藤枝市

(11) 従業員の状況

① 当社グループ（企業集団）の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,164 [213] 名	△51 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は従業員数より除いております。
 3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時従業員等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,152 [211] 名	△55 名	41.3 才	17.7 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は従業員数より除いております。
 3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時従業員等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(12) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
農 林 中 央 金 庫	1,600 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,280

(13) その他当社グループ（企業集団）の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 193,000,000株
(2) 発行済株式の総数 45,939,730株 (自己株式 8,082,861株を含む。)
(3) 株主数 12,512名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,622	12.21
東 レ 株 式 会 社	2,294	6.06
農 林 中 央 金 庫	1,843	4.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,627	4.30
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,485	3.92
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,474	3.90
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	869	2.30
杏 林 製 薬 株 式 会 社	852	2.25
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	612	1.62
科 研 製 薬 従 業 員 持 株 会	606	1.60

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (8,082,861株) を除いて計算をしております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	給付株式数	給付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	900 株	1 名

(6) その他株式に関する重要な事項

自己の株式の取得及び保有状況

① 取得株式

普通株式 500,948株
取得価額の総額 2,414,770,870円

② 処分株式

普通株式 25株
処分価額の総額 88,125円

③ 決算期における保有株式

普通株式 8,082,861株

(注) 保有株式数には、株式給付信託(BBT)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が所有する当社株式38,500株は含まれておりません。

なお、当該株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 沼 哲 夫	
代表取締役社長	堀 内 裕 之	
取 締 役	田 邊 芳 男	薬制部門・法務部・総務部・情報提供活動監督室担当
取 締 役	松 浦 真 洋	営業本部・医薬事業開発部・特命事項担当
取 締 役	太 田 実	経理部・特薬部・情報システム部担当
取 締 役	鈴 土 雅	生産部門・経営企画部担当 経営企画部長
取 締 役	上別府 圭 子	一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター代表理事
取 締 役	高 木 正一郎	
取 締 役	井 上 康 知	長濱・水野・井上法律事務所パートナー 株式会社シンクロ・フード社外監査役 一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員
常 勤 監 査 役	岩 本 篤 忠	
常 勤 監 査 役	土 井 直 巳	
監 査 役	遠 藤 宏 歳	
監 査 役	松 本 洋 明	松本洋明税理士事務所 矢崎総業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役上別府圭子、高木正一郎、井上康知の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役遠藤宏歳、松本洋明の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役遠藤宏歳氏は、金融業界での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松本洋明氏は、税理士の資格及び国税庁での豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役上別府圭子氏、高木正一郎氏、井上康知氏及び監査役遠藤宏歳氏、松本洋明氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役上別府圭子氏は、事業年度末日後の4月1日付で国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究所・保健医療学専攻教授に就任しております。
7. 取締役渡邊史弘氏、榎本英紀氏は、2021年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 監査役原一夫氏は、2021年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の遂行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、以下のとおり取締役会で決議しております。また、取締役会としては、5.に記載の経路を経て本事業年度の取締役個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、持続的な成長に向けたインセンティブとすることを目的として、基本報酬と賞与及び株式報酬により構成され、職責のほか中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定することを基本方針とする。また、基本報酬は、固定報酬とし、賞与及び株式報酬は、業績連動型とする。ただし、社外取締役は独立した立場で経営の監督・監視機能を担う役割のため賞与、株式報酬の支給はしない。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時

期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、基本報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内とする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額を賞与として、株主総会で承認を得た後に支給する。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）により株式報酬として支給する。株式報酬は、役員株式給付規程に従い中期経営計画における業績指標等の達成度を按分した係数により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとする。また、株式報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内とする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及びこれまでの実績水準等を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を考慮して取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：3：1とする（KPIを100%達成の場合）。

役 位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代 表 取 締 役	60%	30%	10%
常 務 取 締 役	60%	30%	10%
取 締 役	60%	30%	10%

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長堀内裕之がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与ならびに株式報酬の評価配分とする。なお、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を考慮した上で決定するものとする。

【業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績】

指 標 (連結)	第101期実績	第102期実績	中期経営計画 経営数値目標
売上高 (百万円)	74,979	76,034	94,500
営業利益 (百万円)	17,788	17,064	25,000
当期純利益 (百万円)	13,405	9,549	—
R O E (%)	10.1	7.0	12.0

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取 締 役	373	278	65	29	11
監 査 役	60	60	—	—	5
(うち社外取締役・社外監査役)	(37)	(37)	(—)	(—)	(7)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 3. 2007年6月28日開催の第87回定時株主総会において、取締役の基本報酬は年額330百万円以内、監査役の基本報酬は年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役は4名です。なお、各取締役の報酬については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。
 4. 賞与は各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づく短期業績連動型としており、第102回定時株主総会の決議に基づき社外取締役を除く取締役に支払う予定の額であります。
 5. 株式報酬については、株式給付信託 (BBT) を導入しております。中期経営計画の達成度により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとしております。3事業年度を対象期間とし、対象期間ごとに株式給付信託に取締役への報酬として拠出する限度額は、2019年6月27日開催の第99回定時株主総会において取締役分として141百万円と決議されております。なお、上記の株式報酬は当期に費用計上した金額を記載しております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く) の員数は5名です。
 6. 上記の役員の員数には、2021年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び辞任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役上別府圭子氏は、一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター代表理事を兼職しております。取締役井上康知氏は、長濱・水野・井上法律事務所パートナー、株式会社シンクロ・フード社外監査役及び一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員を兼職しております。監査役松本洋明氏は、松本洋明税理士事務所及び矢崎総業株式会社社外監査役を兼職しております。

なお、長濱・水野・井上法律事務所及び松本洋明税理士事務所と当社との間に顧問契約はございません。また、一般社団法人子どもと家族のQOL研究センター、株式会社シンクロ・フード、一般社団法人日本損害保険協会及び矢崎総業株式会社と当社の間にも取引関係等はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	上別府 圭 子	上別府圭子氏は、保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を有しており、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、上記の役割を果たすため適宜発言しております。
取 締 役	高 木 正 一 郎	高木正一郎氏は、製菓業界を含む複数の企業で経営に携わった経験、実績、見識を有しており、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、上記役割を果たすため適宜発言しております。
取 締 役	井 上 康 知	井上康知氏は、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しており、独立の立場から当社の中長期的成長に資する助言や業務執行の監督機能を果たしております。なお、社外取締役就任後開催の取締役会13回中13回全てに出席し、上記役割を果たすため適宜発言しております。
監 査 役	遠 藤 宏 歳	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会14回全てに出席し、金融業界での豊富な経験及び経営者としての実績、見識を背景に、必要に応じて適宜質問・意見を述べております。
監 査 役	松 本 洋 明	社外監査役就任後開催の取締役会13回及び監査役会11回全てに出席し、国税庁での豊富な経験と実績、税理士としての税務・会計に対する深い知識、見識を背景に必要に応じて適宜質問・意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、従来より表明しております以下の経営の基本方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営の基本方針

当社グループは「一人でも多くの方に笑顔を取りもどしていただくために、優れた医薬品の提供を通じて患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上につとめる」を企業理念として、株主の皆様から負託された企業活動を行うにあたり、経営の基本方針として次の三つの方針を掲げております。この基本方針に則り、企業価値の最大化をはかり、ステークホルダーの信頼と期待に応えてまいります。

- ① 患者さんと医療関係者のニーズに即した、有用な医薬品の創製・提供につとめる。
- ② 医薬品企業としての社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって企業活動を行い、社会から信頼される企業をめざす。
- ③ 社員がその仕事に喜びと誇りをもち、活力あふれる存在感のある企業をめざす。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する継続的な利益還元を重要な経営目標と位置づけております。

他産業に比べ事業リスクの高い医薬品産業におきましては、より充実した自己資本が求められますが、当社は株主還元とのバランスに配慮しながら、業績水準に応じた柔軟な配当政策をとっております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本とし、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、中間配当は1株当たり75円としました。期末配当については、1株当たり75円とし、年間配当は150円となります。

内部留保は研究開発と営業基盤整備へ重点投資し、企業価値の最大化をはかってまいります。

なお、取締役会決議に基づき50万株の自己株式を取得しました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	110,613	流動負債	19,049
現金及び預金	61,025	支払手形及び買掛金	5,861
受取手形、売掛金及び契約資産	20,260	電子記録債務	78
有価証券	13,599	短期借入金	3,850
商品及び製品	5,807	未払金	3,543
仕掛品	2,964	未払費用	345
原材料及び貯蔵品	6,209	未払法人税等	2,436
その他	746	賞与引当金	984
固定資産	54,567	役員賞与引当金	65
有形固定資産	25,734	その他	1,884
建物及び構築物	17,142	固定負債	7,806
機械装置及び運搬具	2,256	株式給付引当金	106
工具、器具及び備品	1,393	退職給付に係る負債	5,039
土地	3,867	繰延税金負債	2,229
建設仮勘定	1,074	その他	431
無形固定資産	8,236	負債合計	26,855
仕掛研究開発	7,300	(純資産の部)	
その他	936	株主資本	132,893
投資その他の資産	20,596	資本金	23,853
投資有価証券	17,093	資本剰余金	11,406
長期前払費用	1,190	利益剰余金	126,347
繰延税金資産	1,725	自己株式	△28,714
その他	587	その他の包括利益累計額	4,853
		その他有価証券評価差額金	4,551
		退職給付に係る調整累計額	301
		非支配株主持分	578
		純資産合計	138,325
資産合計	165,181	負債・純資産合計	165,181

連結損益計算書

(自 2021年 4月1日)
(至 2022年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		76,034
売 上 原 価		34,458
売 上 総 利 益		41,575
販売費及び一般管理費		24,511
営 業 利 益		17,064
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	397	
そ の 他	146	543
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
為 替 差 損	31	
リ ー ス 解 約 損	7	
そ の 他	9	66
経 常 利 益		17,542
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	195	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	197
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	97	
減 損 損 失	2,994	
契 約 損 失	762	3,854
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,885
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,513	
法 人 税 等 調 整 額	△177	4,336
当 期 純 利 益		9,549
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		9,549

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	108,499	流動負債	18,682
現金及び預金	59,616	電子記録債	74
受取手形	197	買掛金	5,627
売掛金	19,443	短期借入金	3,850
約資産	277	未払	3,445
有価証券	13,599	未払費用	342
商品及び製品	5,703	未払法人税等	2,416
仕掛品	2,964	契約負債	56
原材料及び貯蔵品	6,162	預り金	89
前払費用	130	賞与引当金	981
その他	405	役員賞与引当金	65
固定資産	53,298	その他の引当金	1,732
有形固定資産	25,733	固定負債	6,526
建物	16,579	退職給付引当金	5,988
構築物	563	株式給付引当金	106
機械及び装置	2,237	その他	431
車両運搬具	18	負債合計	25,208
工具、器具及び備品	1,393	(純資産の部)	
土地	3,867	株主資本	132,038
建設仮勘定	1,074	資本金	23,853
無形固定資産	624	資本剰余金	11,406
ソフトウェア	554	資本準備金	11,406
その他	70	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	26,940	利益剰余金	125,492
投資有価証券	17,093	利益準備金	1,413
関係会社株	5,708	その他利益剰余金	124,079
前払年金費用	514	固定資産圧縮積立金	433
繰延税金資産	1,848	別途積立金	9,000
その他	1,775	繰越利益剰余金	114,645
		自己株式	△28,714
		評価・換算差額等	4,551
		その他有価証券評価差額金	4,551
資産合計	161,798	純資産合計	136,590
		負債・純資産合計	161,798

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		75,946
売 上 原 価		34,563
売 上 総 利 益		41,383
販売費及び一般管理費		23,953
営 業 利 益		17,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	397	
そ の 他	105	502
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
為 替 差 損	31	
リ ー ス 解 約 損	7	
そ の 他	9	66
経 常 利 益		17,866
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	195	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	197
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	97	
減 損 損 失	2,994	
契 約 損 失	762	3,854
税 引 前 当 期 純 利 益		14,209
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,487	
法 人 税 等 調 整 額	△175	4,312
当 期 純 利 益		9,897

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

科研製薬株式会社

取締役 会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 二階堂 博文

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松浦 大樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、科研製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、科研製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

科研製薬株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 二階堂 博文

公認会計士 松浦 大樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、科研製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びアーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

科研製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岩本篤忠 ㊟

常勤監査役 土井直巳 ㊟

社外監査役 遠藤宏歳 ㊟

社外監査役 松本洋明 ㊟

以上

以上

株主総会会場ご案内図

日時

2022年
6月29日（水曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

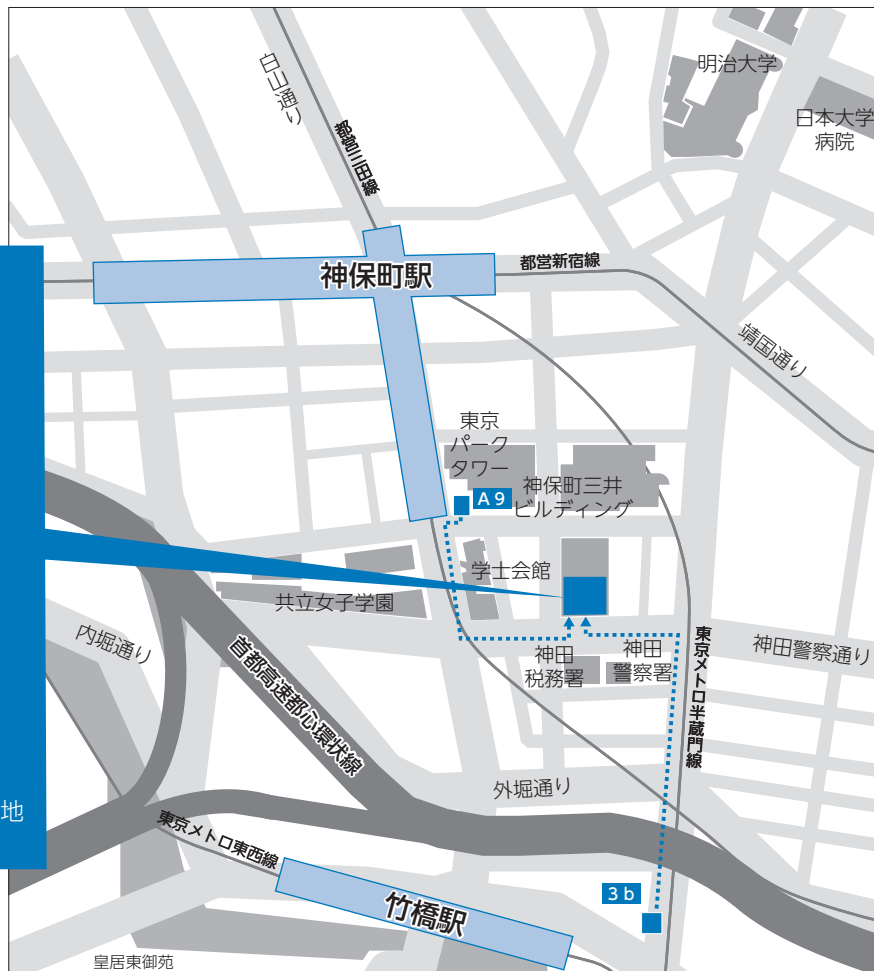
場所



TKPガーデンシティ PREMIUM神保町 プレミアムボールルーム

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
テラススクエア3階

※開催場所が昨年と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

- 都営三田線、都営新宿線「神保町駅」 **A9出口** 徒歩2分
- 東京メトロ半蔵門線「神保町駅」 **A9出口** 徒歩2分
- 東京メトロ東西線「竹橋駅」 **3b出口** 徒歩5分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。